

ケアサポート ウィズ

運営規程

（事業の目的）

第1条 株式会社 with が開設するケアサポート ウィズ（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護、指定同行援護及び指定行動援護（以下「指定居宅介護等」という。）に係る事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、支給決定を受けた障がい者又は障がい児（以下「利用者」という。）に対し、適切な指定居宅介護等を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業所は、利用者が居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、その他の生活全般にわたる援助を適切に行うものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者又はその扶養義務者（以下「利用者等」という。）の意思を尊重して、常に利用者等の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、利用者等の所在する市町村、他の視程障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者その他の福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、全3項のほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に定める内容のほか関係法を厳守し、指定居宅介護等を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ケアサポート ウィズ
- (2) 所在地 新居浜市東雲町三丁目1番50号

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定居宅介護等の実施に関し、事業所の従業者に対し厳守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者 1名以上

サービス提供責任者は、次の業務を行う。

- ① 利用者等の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービス内容を記載した

書面（以下、提供するサービスが指定居宅介護にあたっては「居宅介護計画」、指定同行援護にあたっては「同行援護計画」、指定行動援護にあたっては「行動援護計画」という。）を作成し、利用者及びその家族にその内容を説明するとともに、その書面の交付を行う。

- ② 居宅介護計画、同行援護計画又は行動援護計画（以下「居宅介護計画等」という。）の作成後において、当該居宅介護計画等の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画等の変更を行う。
- ③ 事業所に対する指定居宅介護等の利用の申し込みに係る調整、従業者に対する技術指導等の提供に当たる。

(3) 従業者 常勤換算方法で 2.5 名以上

従業者は、居宅介護計画等に基づき指定居宅介護等の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営 業 日 月曜日から金曜日までとする。ただし、大型連休（5 月 3 日から 5 月 5 日）、お盆（8 月 13 日から 8 月 15 日）、地方祭（10 月 17 日から 10 月 18 日）、年末年始（12 月 30 日から 1 月 3 日）を除く。
- (2) 営 業 時 間 午前 9 時から午後 5 時までとする。
ただし、営業時間外でも相談に応じサービス提供可能な体制をとる。

(指定居宅介護等の内容)

第 6 条 事業所が行う指定居宅訪問介護等の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

(1)身体介護

- ① 排泄・食事介助
- ② 清拭・入浴、身体整容
- ③ 体位変換、移動・移乗介助、外出介助
- ④ 起床及び就寝介助
- ⑤ 通院等の介助
- ⑥ その他必要な身体介護

(2)生活援助

- ① 掃除
- ② 洗濯
- ③ ベッドメイク
- ④ 衣類の整理・被服の補修
- ⑤ 一般的な調理、配下膳
- ⑥ 買い物・薬の受け取り
- ⑦ その他必要な家事

(3) 同行援護

- ① 移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援。(代筆・代読を含む)
- ② 移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援助
- ③ 排泄・食事等の介護その他の外出する際に必要となる援助

(4) 行動援護

- ① 利用者が行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護
- ② 外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護

(利用料等)

第7条 指定居宅介護等を提供した際には、利用者等から当該指定居宅介護等に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 前項に定めるもののほか、通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護等に要する交通費(移動に要する実費)の支払いを利用者から受けるものとする。

(ア) 通常の実施地域を越えておおむね 15 km以上 25 km以内 3 0 0 円

(イ) 通常の実施地域を越えておおむね 25 km以上 5 0 0 円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ利用者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者等の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、新居浜市(大島・別子山を除く)の地域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 訪問居宅介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

2 事業所は、利用者に対する指定居宅介護等の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとする。

4 事業所は、利用者に対する指定居宅介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第10条 事業所は、指定居宅介護等の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、提供した指定居宅介護等に関し、法第10条1項の規定により市町村が、また、法第11号2項の規定により愛媛県知事が行う報告若しくは文章その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第83条に規定する運営適正委員会が同法第85条の規定によ

り行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

（業務継続計画の策定等）

- 第11条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

- 第12条 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）」を遵守するとともに、下記の対策を講じるものとする。
- ① 虐待防止に関する責任者を選定するものとする。
 - ② 成年後見制度の利用を支援する。
 - ③ 苦情解決体制を整備する。
 - ④ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する。
 - ⑤ 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知する。
 - ⑥ 虐待の防止のための指針を整備する。

（個人情報の保護）

- 第13条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）その他の関係法令等を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業所の従業者は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するため、事業所の従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、事業所の従業者との雇用契約の内容とする。
- 3 事業所は障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文章により利用者等及びその家族の同意を得るものとする。

（身体拘束等の禁止）

- 第14条 事業所は、事業の実施に当たっては、利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。
- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他の必要な事項を記録するものとする。

(ハラスメントに関する事項)

第15条 事業所は、適切な指定居宅介護等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(衛生管理)

第16条 事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じるものとする。

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の設置
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施

(その他運営に関する重要事項)

第17条 事業所は、従業者に対し、個別の研修計画を策定し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施する。なお、研修計画は機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後1カ月以内
- ② 継続研修 年1回

- 2 事業所は、職員等に対し、健康診断等を定期的実施する。
- 3 事業所は、指定居宅介護等に関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。
- 4 事業所は、指定居宅介護等の利用について、市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行うものが行う連絡調整にできる限り協力するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社 with と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和7年2月1日から施行する。